

## 大田原市空き家等情報バンク実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空き家等を有効活用し、定住等の促進による人口の増加及び都市の住民との地域間交流の拡大を図るとともに、地域の活性化に資するため、空き家等情報バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1) 空き家等 市の区域内において、居住の用に供することを主たる目的として建築され、現に居住の用に供していない建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸又は分譲を目的とする建物及びその敷地を除く。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 定住等 市内の空き家等への定住及び市外の住民が、現住所のほか市内に居所を有することをいう。
- (4) 空き家等情報バンク 市内の空き家等の売却、賃貸等を希望する所有者等（以下「空き家等登録希望者」という。）から申込みを受けた情報を、市内への定住等を目的として空き家の利用を希望する者（以下「空き家等利用希望者」という。）に対し、紹介を行う制度をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家等情報バンク以外の空き家等の取引を妨げるものではない。

### (協定の締結)

第4条 市長は、空き家等情報バンクを円滑に運営するため、公益社団法人栃木県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 媒介業者の指名及び推薦
- (2) 空き家等の所有者等から空き家等情報バンクへの登録の申込みがあった空き家等の登録に必要な調査の共同実施
- (3) 空き家等の売買又は賃貸借に係る契約交渉の媒介

### (空き家等の登録申請)

第5条 空き家等登録希望者は、大田原市空き家等情報バンク登録申請書（様式第1号）及び大田原市空き家等情報バンク登録カード（様式第2号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、宅建協会に対し登録に必要な調査を依頼し、その内容を確認の上、適当であると認めるときは、空き家等情報バンク登録データベース（以下「空き家等データベース」という。）に登録するものとする。

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、大田原市空き家等情報バンク登録完了書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

4 市長は、空き家等データベースに登録のない空き家等で、空き家等データベースに登録することが適当と認められるものについては、所有者等に対して登録を勧めることができる。

（空き家等利用希望者の登録申請）

第6条 空き家等利用希望者は、大田原市空き家等情報バンク利用希望者登録申請書（様式第4号）及び誓約書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する者であると認めるときは、空き家等情報バンク利用希望者登録データベース（以下「空き家等利用希望者データベース」という。）に登録するものとする。

(1) 空き家等に定住し、又は定期的に滞在し、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認めるもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、大田原市空き家等情報バンク利用希望者登録完了書（様式第6号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（登録事項変更の届出）

第7条 第5条の規定による登録を受けた空き家等登録希望者（以下「空き家等登録者」という。）及び前条の規定による登録を受けた空き家等利用希望者（以下「空き家等利用希望登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、大田原市空き家等情報バンク登録変更届書（様式第7号）又は大田原市空き家等情報バンク利用希望登録変更届書（様式第8号）により、速やかに市長に届け出るものとする。

（登録の期間及び再登録）

第8条 空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者の登録期間は、登録完了後2年とし、再度の登録を希望する者は、その都度、第5条及び第6条の規定による登録申請を行うものとする。

（登録の抹消）

第9条 市長は、空き家等登録者又は空き家等利用希望登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消するとともに、空き家等登録者には大田原市空き家等情報バンク登録取消通知書（様式第9号）、空き家等利用希望登録者には大田原市空き家等情報バンク利用希望登録取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(1) 申請内容に虚偽があったとき。

(2) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき。

(3) 空き家等データベース又は空き家等利用希望者データベースの登録抹消の届出（様式第11号）があったとき。

- (4) 登録後2年を経過したとき。
- (5) その他市長が登録不相当と認めるとき。

(情報提供等)

第10条 市長は、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対して、空き家等データベース及び空き家等利用希望者データベースに登録された情報を提供するものとする。

2 市長は、ホームページへの掲載、空き家等データベースの閲覧その他の方法により空き家等情報を公開するものとする。ただし、空き家等登録者が希望しない事項については、この限りでない。

3 市長は、空き家等に係る当事者間の交渉、売買契約及び賃貸借契約については、一切の責任を負わない。

(契約成立の届出)

第11条 前条の規定による情報の提供を行ったことにより、空き家等データベースに登録された空き家等の売買契約又は賃貸借契約が成立したときは、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。